

印西市スポーツ少年団規約

第1章 総 則

第1条 名称を印西市スポーツ少年団（以下「本団」という。）という。

第2条 本団は、市内の単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって組織する。

第2章 目 的

第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録に関すること。
- (2) スポーツ少年団の育成指導に関すること。
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成に関すること。
- (4) スポーツ少年団の各種大会及び市外交流行事の実施に関すること。
- (5) スポーツ少年団体力テストの実施に関すること。
- (6) 千葉県スポーツ少年団及び地方公共団体が行う行事等への参加 協力に関すること。
- (7) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) スポーツ少年団の顕彰に関すること。
- (9) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。

第4章 登 録

第5条 本団への加入は、本団を経由して日本スポーツ少年団に登録することによって行われる。

2 前項の登録は、毎年度更新するものとする。

3 その他、登録に関しては、日本スポーツ少年団が定める「スポーツ少年団登録規程」によるものとする。

第5章 役員

第6条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 常任委員 若干名
- (5) 委員 各単位団より1名
- (6) 県指導者協議会委員 1名

第7条 本部長及び副本部長は、委員総会において選任する。

- 2 監事は常任委員会の推挙により委員総会の承認を得る。
- 3 本部長は、本団を代表し、団務を統轄する。
- 4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 監事は、団務の執行状況及び会計を監査する。
- 6 本部長、副本部長及び県指導者協議会委員は就任と同時に常任委員となる。

第8条 常任委員は、委員総会において次の各号により承認された者を本部長が委嘱する。

- (1) 各専門部より 1名
- (2) 本部長が指名する学識経験者 若干名

第9条 委員が他の役員に就任したとき、その後任は、その者の属する単位団から選出する。

第10条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第11条 本団に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、常任委員会で推挙した者を委員総会の議決を経て、本部長が委嘱する。
- 3 顧問は、本部長の諮問に応ずる。

第12条 本団に、参与若干名を置くことができる。

- 2 参与は、本部長が総会の同意を得て委嘱することができる。

第6章 会議

第13条 常任委員会は、常任委員をもって構成し、本団の団務を審議執行する。

- 2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集して議長となる。
- 3 常任委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅延なく常任委員会を招集しなければならない。
- 4 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
- 5 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。
- 6 常任委員が常任委員会に出席できないときは、代理人の出席を認め、常任委員の議決権を委任することができる。

- 7 常任委員が常任委員会に出席できないときは、委任状をもって出席とみなす。
- 第14条 委員総会は委員をもって構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他団務に関する重要事項で本部長が付議した事項を審議決定する。
- 2 委員総会は毎年1回開催し、本部長が招集し議長となる。ただし、本部長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
 - 3 委員の3分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員総会を招集しなければならない。
 - 4 委員総会は、委員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。
 - 5 委員総会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。
 - 6 委員が委員総会に出席できないときは、代理人の出席を認め、委員の議決権を委任することができる。
 - 7 委員が委員総会に出席できないときは、委任状をもって出席とみなす。

第7章 専 門 部

- 第15条 本団に、常任委員会の議決を経て必要な専門部を設けることができる。
- 2 専門部については、常任委員会で別に定める。

第8章 会 計

- 第16条 本団の経費は、登録料、補助金、寄付金等をもって充てる。
- 2 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 賛 助 団 員

- 第17条 本団は、常任委員会の決議を経て、賛助団員を募集することができる。
- 2 賛助団員は本団の目的に賛同し、本団の事業を援助する個人及び団体とする。

第10章 事 務 局

- 第18条 本団の事務局は、印西市健康子ども部スポーツ振興課に置く。

第11章 本規約の変更

- 第19条 この規約は、委員総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。

附 則

この規約は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月25日より施行する。

附 則

この規約は、平成22年10月30日より施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日より施行する。